○国土交通省告示第八百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年九月五日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川白川水系白川改修工事（右岸・熊本県熊本市井川淵町地内）

第３　起業地

１　収用の部分　熊本県熊本市井川淵町地内

２　使用の部分　熊本県熊本市井川淵町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県熊本市井川淵町地内から同市東子飼町地内までの右岸延長649m区間及び同市新屋敷二丁目地内の左岸延長597m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川白川水系白川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川白川水系白川（以下「白川」という。）は、熊本県阿蘇郡高森町の根子岳を水源とし、阿蘇カルデラの南の谷を流下し、同じく阿蘇カルデラの北の谷を流れる支川黒川と阿蘇郡南阿蘇村で合流した後、溶岩台地の谷間を西に流下し、熊本平野を貫流して有明海に注ぐ幹川流路延長74km、流域面積480㎢の河川である。

白川は、その下流域に熊本市街地などを擁し、治水上重要な河川となっているが、上流部は年平均降水量が約3,250㎜に達する多雨地域であり、中流部は河床勾配が急で、下流部では川幅が狭小であることから、過去の洪水によりたびたび被害が発生している。昭和28年６月には白川流域で既往最大の洪水に見舞われたほか、最近では、平成２年７月の梅雨前線に伴う豪雨により、死者及び行方不明者14名、全半壊家屋146戸、一部破損家屋250戸、床上浸水家屋1,614戸及び床下浸水家屋2,200戸の甚大な被害が発生している。

白川の治水対策は、平成12年12月に白川水系河川整備基本方針が、平成14年７月に白川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、年超過確率１／20から１／30年規模の洪水に対応し、基準地点である代継橋における目標流量を2,300㎥／秒とし、そのうち洪水調節施設で300㎥／秒を調節し、2,000㎥／秒（以下「河道配分流量」という。）を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、河川のはん濫による水害の危険性が極めて高い本件区間について、河道配分流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、河川のはん濫による水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることなどから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成22年12月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、準絶滅危惧として掲載されているモノアラガイ及びマシジミの生息が確認されているが、本件事業では河床掘削の施工はなく、生息環境に及ぼす影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュが確認されているが、起業者は、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、熊本県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことなどから流下能力が低く、河川のはん濫による水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として、築堤及び河道掘削を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、本件区間の両岸に築堤を行い、かつ左岸を掘削することにより河道断面を拡幅する案（以下「申請案」という。）と、河床及び河岸を掘削する案について検討が行われている。２案を比較すると、申請案は用地取得面積が大きいものの、築堤工事等については出水期・非出水期にかかわらず施工できるため、施工期間が短く、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、河道が狭小なことなどから流下能力が低く、河川のはん濫による水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、河道配分流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、熊本市長を会長とする白川改修・立野ダム建設促進期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県熊本市役所